

第 6 号 議 案

令和 8 年 7 月 2 8 日

選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規程の一部を改正する告示について

選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定めることについて、教育委員会の審議に付する。

府中町教育委員会教育長

(別 紙)

選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規程の一部を改正する告示

選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規程（平成9年教委告示第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号の表町立体育場の項を削り、同条第2号の表町立体育場体育館の項を削り、同条第3号の表町立体育場体育館の項を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規程新旧
対照表

現 行				改 正 後			
第1条 [略]				第1条 [略]			
(1) 照明				(1) 照明			
施設	区分	面 積 (平方 メート ル)	照明の程度	施設	区分	面 積 (平方 メート ル)	照明の程度
[略]				[略]			
府中緑ヶ丘中学校	体育館	126 3.4 1	400ワット 12灯 180ワット 6灯	府中緑ヶ丘中学校	体育館	126 3.4 1	400ワット 12灯 180ワット 6灯
町立体育場	体育館	61 2.0 0	700ワット 4灯 40ワット 118灯	町立南体育場	体育館	68 5.0 0	400ワット 30灯
町立南体育場	体育館	68 5.0 0	400ワット 30灯	[略]			
[略]							
(2) 演説会場				(2) 演説会場			
施設による 区分	種類及 び程度	演壇		施設による 区分	種類及 び程度	演壇	
[略]				[略]			
府中緑ヶ丘中学校体育館	いす8 00脚	机1、いす2、拡 声機1揃		府中緑ヶ丘中学校体育館	いす8 00脚	机1、いす2、拡 声機1揃	

現 行			改 正 後				
町立体育場 体育館	いす 2 0 0 脚	なし	町立南体育 場体育館	いす 5 0 0 脚	机 1、いす 2、拡 声器 1 揃		
町立南体育 場体育館	いす 5 0 0 脚	机 1、いす 2、拡 声器 1 揃	[略]				
[略]							
(3) 弁士控室及び便所			(3) 弁士控室及び便所				
施設による 区分	控室	種類 及び 程度	便所	施設による 区分	控室	種類 及び 程度	便所
[略]				[略]			
府中緑ヶ丘 中学校体育 館	ステー ジサイ ド	机 1、 いす 2	体育館外の 東側	府中緑ヶ丘 中学校体育 館	ステー ジサイ ド	机 1、 いす 2	体育館外の 東側
町立体育場 体育館	ステー ジサイ ド	いす 2	体育館外の 北西側	町立南体育 場体育館	ステー ジサイ ド	机 1、 いす 2	体育館の西 側
町立南体育 場体育館	ステー ジサイ ド	机 1、 いす 2	体育館の西 側	[略]			
[略]							
第 2 条 [略]				第 2 条 [略]			